

■ ご加入にあたって

①加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

自然災害特約

基本部分に個人（シルバー）加入している方が加入できます。

②加入対象

基本部分

- 加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家（本人または配偶者の所有）で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。
- 個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。
 - ①自家以外に、転勤先の住居。
 - ②借家に家族を残した場合、借家と転勤先の住居。
 - ③転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。
(注) 家族とは配偶者と子に限ります。
- 同じ敷地内に母屋と離れなど家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 同一世帯の組合員が2名以上加入するなど、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。
- 自家（持ち家）だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。（加入口数で制限しています。）
- 災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合（以下、「組合」という）を通じてUAゼンセン生活応援・共済事業局（以下、「生活応援・共済事業局」という）までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

自然災害特約

基本部分に加入していることが加入条件となりますので、加入対象は同一となります。

③加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家（持ち家）			借家		
住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
	132㎡ (40坪) 以上	132㎡ (40坪) 未満～ 66㎡ (20坪) 以上	66㎡ (20坪) 未満	完全耐火/マンション・ 公団住宅 準耐火および木造/2戸 建以下	複身 居住者	単身 居住者
加入口数限度	3□～ 50□	3□～ 40□	3□～ 30□	3□～ 20□	3□～ 15□	3□～ 5□

(注) 完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1□から希望口数に加入することができます。

④掛金（年額）

住宅の構造・形態^(注1)別に次のとおりとなります。

個人加入制度		基本部分	自然災害特約
完全耐火住宅 (鉄骨・鉄筋コンクリート住宅)	個人組合員	100円 ×加入口数	450円 ×加入口数
	組合事務所		
準耐火住宅 (準耐火構造、省令耐火構造住宅)	個人組合員	250円 ×加入口数	650円 ×加入口数
	組合事務所		
木造その他の住宅 (上記以外の住宅)	個人組合員	500円 ×加入口数	1,200円 ×加入口数
	組合事務所	400円 ×加入口数	

(注1) 住宅の構造・形態については、次のとおりとなります。

住宅の構造

- ①完全耐火住宅とは、次の住宅をいいます。
 - A) 建物の主要構造部のうち、柱・はり・床・屋根および小屋組のコンクリート造で、外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物。
a: コンクリート造 b: コンクリート・ブロック造 c: レンガ造 d: 石造
 - B) 建物の主要構造部のうち、柱・はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁が次のいずれかに該当する建物。
a: コンクリート造 b: コンクリート・ブロック造 c: レンガ造 d: 石造
 - C) 完全耐火住宅の種別については、個人が建築業者や建築確認申請書などで確認してください。
- ②準耐火住宅とは、次の住宅をいいます。
準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれかの確認ができる建物とします。
 - A) 建築確認申請書で確認できる場合
 - B) 建築業者による証明書がある場合
 - C) 損害保険会社等の判定済みの構造区分を準用または読み替えて対応する場合
 - D) 建物構造証明書（準耐火住宅専用）に施工者、ハウスメーカー、販売店から証明を受けた場合
- ③木造その他の住宅とは、前記の①および②以外の住宅をいいます。

住宅の形態

- ①自家とは、次の持ち家である住居をいいます。
 - A) 本人および配偶者所有の住居。
 - B) 二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な賃借関係がなく、本人が生活する住居。
 - C) 三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。
 - D) 自己資金や融資などで、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。
 - E) 借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱いいます。
- ②借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。
 - A) 借家独立とは
a: 完全耐火住宅で、アパート、マンション、公団住宅をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者となります。
b: 準耐火住宅および木造その他の住宅で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。
 - B) 共同住宅とは
a: 準耐火住宅および木造住宅で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。
b: 準耐火住宅および木造住宅で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。
 - C) 共同複身居住者とは
準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。
 - D) 共同単身居住者とは
準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

住宅あんしん共済

(注2) 住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てで割戻しはありません。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

基本部分

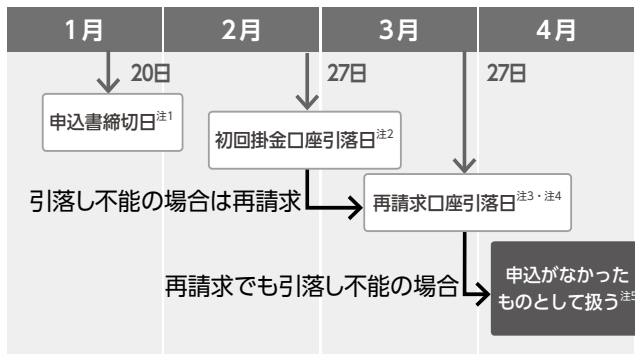
1. 新規加入の場合

手続きの流れは組合の指示に従ってください。

① 新規加入(除く、組合支所)は、次のA) もしくはB) のいずれかを選択し加入することができます。

A) 口座引落しによる新規加入の場合

掛金が口座から引落された日を加入日とします。なお、引落し不能の場合は翌月に再請求を行い、再請求で掛金が引落された場合は再請求日が入りとなります。



(注1) 毎月20日までに生活応援・共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」)」が到着

(注2) 翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、初回掛金口座引落し。(書類不備により口座登録不能の場合、口座登録完了を待って毎月20日までに受付した申込書と一緒に翌月27日に口座引落しを行う。)

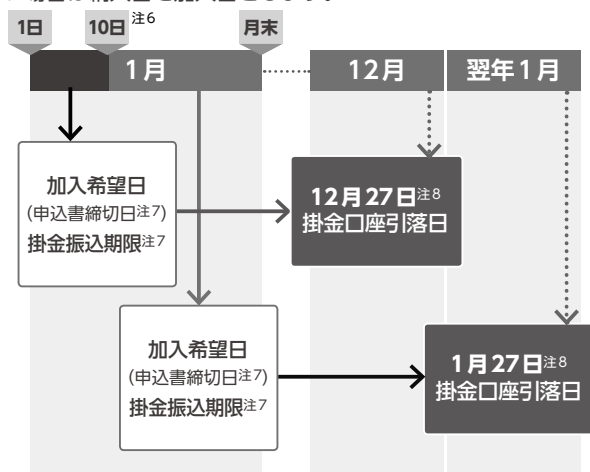
(注3) 初回掛金引落し不能の場合は、翌月に再請求

(注4) 翌月引落しされた場合は、引落された日から保障を開始

(注5) 再請求不能者は、申込みがなかったものとして取扱う。

B) 加入日を指定して新規加入する場合

指定日を加入日とします。なお、指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。



(注6) 毎月10日締めにて翌年の掛金口座引落日が異なるので注意

(注7) 指定日までに生活応援・共済事業局に「申込書」の送付と、「UAゼンセン住宅あんしん共済」名義の指定口座に掛金の振込みを行う。(振込人の名前は、加入者または組合名)

(注8) 翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落日となるので、「申込書」作成時に口座の登録を行う。(「申込書」の送付が遅れる場合は、事前にFAXしてください。)

② 組合支所の新規加入者は、組合支所用パンフレットの「申込書」に必要事項を記入し、組合の掛金徴収方法に従ってください。

③ 保障期間(権利の取得期間)

加入日(注9)の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した最初に迎える10日の午後5時をもって権利を喪失します。

(注9) 口座引落日もしくは指定日(指定日までに掛金の納入が終了してい

ない場合は納入日を加入日とします。)

2. 期限切れ(更新)の場合

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

① 加入内容に変更がない場合

自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落しを行います。

② 加入内容に変更がある場合

期限切れ日の2カ月前20日(例: 期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

③ 組合支所の加入者は、組合の指示に従って継続および変更の手続きを行ってください。

④ 加入を中止する場合

期限切れ日の2カ月前20日(例: 期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合に提出してください。(加入中止の提出がない場合は、自動継続となり加入者指定口座から掛金引落しを行います。)

⑤ 保障期間(権利の取得期間)

規定の定めによって掛金を納入した場合は、各加入月10日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、掛金引落し不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落し不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

自然災害特約

1. 中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注) 日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

2. 保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

6 各種変更手続き

1. 異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

① 住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき

② 組合および支部に異動があったとき

③ その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

2. 口数変更の手続き

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を行って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

① 異動変更により、住宅種別の制限口数が増え前より高い場合。(制限口数の範囲内まで増口ができます。)

② 異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。(制限口数まで減口してください。)

③ 減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

7 「加入証書」と「ご加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「ご加入者のしおり」を送付いたします。加入証書の記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

8 中途解約

所定の手続きを経て、住宅あんしん共済を解約することができます。その場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

1. 次の場合は解約しなければなりません。

① 国外に住居を異動した場合。

② 空き家を他人に賃貸した場合、および転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家。

2. 解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

住宅あんしん共済

9 給付の請求

1. 給付請求における注意点

- ①給付対象は、火災や突発的なしちかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
- ②住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- ③給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- ④見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- ⑤敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- ⑥被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。
A) 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
見舞	10%未満

B) 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
小壊	10%～20%未満
見舞	10%未満

- ⑦公的機関の証明書（消防署または警察署の罹災証明書）は原本を提出します。
2. 全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求
①基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
②被害の程度（焼壊割合）が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
③公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
④罹災証明書、写真、見取り図（手書き可）、新聞記事などを添付します。

3. 見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

- ①見舞程度・床下浸水の場合の家財は対象外です。
- ②被害箇所の修理復旧工事に支払った費用の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図（写真より被害箇所の特定が判りやすい場合）、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明などを添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

- ③波板屋根（軒先などのプラスチック仕様を含む）、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害など、敷地内の建物については認定額の50%が見舞金の対象です。簡易な建物（間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工

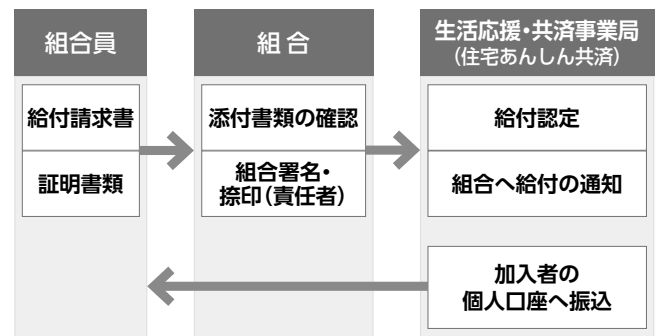
事されていない物置など）は対象になりません。

- ④床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事なども必要となります。
- ⑤被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

4. 給付の請求方法

- ①火災等の災害が発生した場合は、速やか（3カ月以内）に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、生活応援・共済事業局へ報告をお願いします。
- ②「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5. 給付請求と給付金送付の流れ



- （注1）給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。
（注2）組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。
（注3）給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

10 保険法施行に伴う留意点

1. 「保険法」が、2010年4月1日より施行されました。「保険と同等の内容を有する住宅あんしん共済」は保険法の適用となります。
2. 「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

11 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。
①申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき
②給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき
③給付の請求書および関係書類に、不備があったとき
④本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき
⑤加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき
⑥火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出なかった場合、給付を行わないことがあります。
（注1）上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。
（注2）給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。
2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。